

英文 M&A 契約、及び英文業務提携契約の実践的ドラフティング

～クロスボーダー英文契約に対する検証と実務戦略上の留意点～

【開催要領】 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせていただきます。

日時▶ 2019年 10月 24日(木) 13:00～17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム(東京:麹町)

【ご参加頂きたい方】

財務部門、経営企画部門、海外事業部門など関連部門のご担当者

講師 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
弁護士・カリフォルニア州弁護士・米国公認会計士 植松貴史 氏

講師紹介 早稲田大学政治経済学部経済学科 平成13年卒業、司法修習平成16年修了(57期)、平成16年弁護士登録、同年渥美坂井法律事務所・外国法共同事業入所、ペンシルベニア大学法学修士(University of Pennsylvania)(LL.M.)(2009年カリフォルニア州弁護士登録(2010))

【申込方法】 当会ホームページ(https://www.bri.or.jp)からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

受講料: 1名(税込・資料代含) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用状況(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員 35,200円(本体価格 32,000円) 一般 38,500円(本体価格 35,000円)

191527-0303(※) 英文 M&A 契約、及び英文業務提携契約の実践的ドラフティング

ふりがな 会社名			
住所			
TEL		FAX	
ふりがな ご氏名	所 属 職		
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認ください。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 セミナー事業グループ 担当/民秋 E-mail:tamiaki@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR 麹町ビル2F

プログラム

【開催にあたって】

国際市場での競争力を高めるため、事業ポートフォリオの変革をもたらすクロスボーダーでのM&Aや業務提携は、今後も増加すると考えられます。当該クロスボーダーでのM&Aや業務提携は英文契約により実行されることが多いところ、英文契約における文言は、各当事者の権利義務を決する上で、また、M&Aや業務提携の帰趨を左右するものとして非常に重要なものです。

M&Aや業務提携を適切に遂行するためには、当事者間で議論された内容が適切に契約書に落とし込まれることが重要です。この点、一見パターン化されているようにみえる規定でも、細かな文言の違いで法律効果が大きく異なることがあり、また、何気なく修正されたような文言であっても、大きな変更をもたらす文言となる可能性があります。とりわけ英文契約においては、英米法的発想から規定されていることが多いこととの関係で、各概念を正確に理解することが大切であり、また、“小事が大事を生む”ものであることを念頭に置く必要があります。

本セミナーでは、英文の条項をどのように読むかという“読み方”の視点、合意した内容をどのように契約書に反映させるかという“作成”の視点、有利な条項とするためにどのように条項を変更するかという“修正”の視点を中心に、とりわけ事業ポートフォリオの変革を指向するM&Aや業務提携の分野において、英文契約のチェックに関与する方々を対象として、種々の参考条項例を示しつつ、戦略的なドラフティングについて検証します。

1. M&A 契約及び業務提携契約の意義、役割、比較

～英米法における契約書の意義を踏まえて～

2. 各種契約

(ア) 秘密保持契約

(イ) レター・オブ・インテント(LOI)

(ウ) 最終合意

① 株式譲渡契約(Share Purchase Agreement)

② 業務提携契約(Business Alliance Agreement)

3. 主要条項の検討

～各条項の具体的意義、条項例、陥りやすい落とし穴、修正例等～

① 約因(Consideration)(金銭による場合(固定の場合と、Earn-out条項による場合など)と自社株式による場合(2018年度税制改正による株式譲渡益課税の繰延べを踏まえて))

② 表明保証(Representations and Warranties)

③ 誓約(Covenants)

④ 損失補償(Indemnification)

⑤ 前提条件(Covenants)

⑥ 準拠法(Governing Law)や言語(Language)等一般条項(Miscellaneous)

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

※講師とご同業の方はご参加頂けない場合がございます。予めご了承ください。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで 2種類のセミナーをご案内しております。